

公認会計士法の一部を改正する法律

我が国資本市場の活性化

- ・我が国資本市場の活性化のためには市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上が不可欠
(「証券市場改革促進プログラム」平成14年8月)

投資家にとって魅力ある市場にするため
インフラである公認会計士監査制度の充実・強化が不可欠

監査と会計の複雑化・多様化・国際化

- ・グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応していくことが不可欠

質を確保しつつ、多様な人材を輩出していくための試験制度等の改革が不可欠

国際的な信認の確保

- ・米国エンロン事件等の一連の会計不祥事
→ 米国企業会計改革法をはじめとする各国の監査制度改革の進展
- ・我が国におけるバブル崩壊後の会計不正

監査人の独立性の強化や監視・監督体制の充実・強化等による我が国監査制度に対する国際的信認の獲得が不可欠

公認会計士監査制度の改革は喫緊の課題

【法律の概要】

公認会計士の使命・職責の明確化

- ・監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨を規定

公認会計士等の独立性の強化

- ・監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止
- ・監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入 等

監視・監督体制の充実・強化

- ・監査法人等の業務運営の適正性の監視のための立入検査権の導入
- ・監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を行政（公認会計士・監査審査会）がモニター

試験制度の見直し

- ・現行の試験体系の簡素化
3段階5回 1段階2回 + 実務補習修了の確認
- ・一定の能力を持つ実務経験者、専門的人材育成の教育課程の修了者等に対する試験科目の一部免除

監査法人の社員の責任の一部限定

- ・指定社員制度の導入により、監査に関与しない社員の責任を限定

規制緩和等関連規定の見直し
監査法人設立の届出制化

【総論】

1. 本部会としては、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から、公認会計士監査制度のあり方についての検討を行った。
2. そもそも、投資家、債権者などの保護、資本市場に対する信認は、企業の財務情報の適切な開示とその信頼性を保証する監査が前提となり、企業に対する評価と投資行動などを通じて、市場において醸成される。
3. 本部会としては、このような市場の機能が十分に発揮されていくことを強く期待し、そのためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識に至った。
4. このような基本認識のもと、本部会としては、以下の結論に達した。

まず、第一として、公認会計士には、不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきことが求められる。

監査の目的を果たし、公認会計士の公益上の使命と職責を全うし、担保する制度として公認会計士法を改めて位置づけるとともに、この本旨を法制度上明らかにすることが必要である。

第二として、監査の適切性を確保するためには、公認会計士と監査法人の独立性を強化することが必要である。

すなわち、国際的動向も踏まえ、監査証明業務に従事する公認会計士と監査法人については、

- 被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止
- 監査法人における関与社員による継続的監査の制限
- 関与社員が被監査企業の幹部などに就任する場合の制限

を法制度上具体化することが適切である。

第三として、監査法人としての組織的な監査を有効かつ適切に行うことによる監査水準の向上を図ることが必要である。

その際、監査法人の大規模化などの実情を踏まえつつ、真に責任を果たすべき立場にある者がその責任を全うすべきであるとの観点から、監査法人における関与社員の責任の所在を明確化し、非関与社員の無限責任については法制度上限定することが適切である。

併せて、第三者からの損害賠償請求などの担保となるべき財務の内容を明らかにするなどの観点から、適切なディスクロージャーを図ることが必要である。

なお、監査法人を巡る規制については、監査を組織的に有効かつ適切に行う上で真に必要性が認められるものに限るとの観点から見直すことが必要である。

第四として、監査の質の確保と実効性の向上を図るための公認会計士協会(「日本公認会計士協会」)による自主的な取組みについては、引き続き適切な役割を果たすことが必要である。

すなわち、監査証明業務に従事する公認会計士についての「自主規制」が的確に機能していくためには、公認会計士協会への強制入会制度の維持が適切であるとともに、

- 公認会計士協会による内部管理や審査体制についての指導や監督(「品質管理レビュー」)
- 公認会計士協会による継続的専門研修制度 など

の一層の充実が適切である。

第五として、行政としては、監視・監督の立場から、公認会計士協会による「自主規制」の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から適切な役割を果たすことが必要である。

すなわち、公認会計士協会の「品質管理レビュー」に対する行政によるモニタリングなどの措置を講じることが適切である。

さらに、公認会計士監査制度における行政のあり方について、資本市場全体の監視・監督のあり方との関係の中で、引き続き検討することが必要不可欠である。

第六として、我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが不可欠であり、そのために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

すなわち、公認会計士試験制度については、

- 社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度としていくこと
- 一定の要件のもとで、専門資格者、企業などにおける実務経験を通じて専門資格者と同等の能力を有すると認められる者などに対して試験の一部を免除すること
- 「専門職大学院」などの実践的な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携を図ること など

を法制度上明確に位置づけることが必要である。

第七として、公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。

すなわち、例えば、

- 平成30年頃までに公認会計士の総数を5万人程度の規模と見込むこと

- 年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者となることを目指すこと

が考えられる。

なお、公認会計士試験の合格者については、実務経験などの一定の要件を満たすことによって公認会計士となる資格を有することとなり、その後の登録を経て「公認会計士」の名称をもって監査証明業務をはじめとする業務を行うことができることとすることが適切である。登録については、有効期間を設けることとし、引き続き登録する場合の更新の要件については、公認会計士協会による現行の「継続的専門研修制度」の評価を踏まえて具体的に検討することが適切である。

5. 主なテーマごとの考え方については、以下の【各論】にとりまとめたとおりである。

本部会としては、ここで得られた結論について、公認会計士法の改正などによって具体的な措置が速やかに講じられることを期待する。